

会 議 資 料

平成27年度 第2回

北はりま定住自立圏共生ビジョン会議

平成27年11月12日（木）

委員名簿	1
議事(1) 第2次共生ビジョン（素案）	2・別冊
(2) パブリック・コメントの実施	4

北はりま定住自立圏共生ビジョン会議（第3期）委員名簿

(平成27年度 敬称略)

氏名	政策分野	選出市町	役職・所属
浅野 良一	学識経験者	共通	国立大学法人兵庫教育大学教授
藤田 位	医療	共通	西脇市多可町医師会会長
富永 なおみ	〃	西脇市	西脇小児医療を守る会代表
好岡 輝壽	教育	西脇市	(公財)西脇市文化スポーツ振興財団副理事長
宮崎 晴樹	〃	多可町	多可町文化連盟代表理事
齋藤 太紀雄	産業振興	西脇市	西脇商工会議所会頭
小寺 博史	〃	多可町	多可町商工会会長
笹倉 照暉	〃	共通	西脇青年会議所理事長
篠田 重一	〃	西脇市	北はりま農産物直売所出荷者協議会会長
安藤 松子	〃	多可町	みつばグループ代表
久保木 利明	公共交通	共通	神姫バス株式会社西脇営業所長
近藤 文博	観光交流	西脇市	西脇市観光協会理事
藤井 英延	〃	多可町	多可町観光交流協会会長
村井 寛子	〃	共通	NPO法人北はりま田園空間博物館理事
齋藤 周藏	地域活動	西脇市	西脇市連合区長会長
工古田 隆夫	〃	多可町	多可町区長会長
中道 忠憲	環境	多可町	北はりま森林組合長

会長

副会長

※ゴシック太字…新委員（委嘱期間 27.9.29～28.3.31）

【オブザーバー】

片山 象三	西脇市長
戸田 善規	多可町長
澤田 光司	兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課企画班長
小松 秀	兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課職員
藪下 隆史	兵庫県北播磨県民局総務企画室室長補佐兼総務防災課長
藤原 正和	多可町プロジェクト推進課長
森脇 伴行	多可町プロジェクト推進課副課長
西川 陽子	多可町プロジェクト推進課課長補佐

【事務局】

大前 悟	西脇市都市経営部長
萩原 靖久	西脇市都市経営部次世代創生課長
長井 恵美	西脇市都市経営部次世代創生課課長補佐
宮田 和平	西脇市都市経営部次世代創生課職員

第2次北はりま定住自立圏共生ビジョン（素案）について

1 第1 共生ビジョンの概要 ～ 第2 圏域の現況 第1回会議で提示済み

2 第3 圏域の将来像

(1) 圏域の課題と対応方策 時点修正

(2) 将来像

第1次共生ビジョンの将来像を引き継ぎ、北はりま圏域の良さである“うるおい”“やすらぎ”を前面に出しながら、住みやすい『北はりまの郷』を目指す。

“うるおい”と“やすらぎ”を感じる暮らし豊かな北はりまの郷

3 第4 具体的な取組内容

(1) 連携事業

ア 新規掲載する事業

- ・高齢者等の見守り事業
- ・メンタルヘルス相談事業
- ・子育て支援事業
- ・上下水道基盤強化事業
- ・JR鍛冶屋線跡地道路整備促進事業
- ・移住・定住促進事業

6事業

イ 削除する事業

- ・圏域医療連携体制推進事業（広域定住自立圏へ）
- ・地域医療普及啓発事業（広域定住自立圏へ）
- ・地域医療体制推進事業（広域定住自立圏へ）
- ・文化・スポーツ施設相互活用推進事業（広域定住自立圏へ）
- ・図書館相互利用推進事業（広域定住自立圏へ）
- ・北播磨地場産業開発機構支援事業（広域定住自立圏へ）
- ・有害鳥獣被害防止対策事業（広域定住自立圏へ）
- ・広域消防本部整備運営事業（広域定住自立圏へ）
- ・圏域内運行バス調査研究事業（広域定住自立圏へ）
- ・一般県道中安田市原線バイパス整備促進事業（完了、西脇市単独事業へ）
- ・圏域観光交流連携推進事業（広域定住自立圏へ）
- ・空き家等情報バンク制度の構築・推進（移住・定住促進事業で実施）
- ・住民相談窓口の相互利用・共同設置の検討（広域定住自立圏へ）

13事業

(2) 具体的な取組内容 別冊（P35～P71）

4 資料

平成23年度以降の取組経緯を追加
変更後の協定書を掲載

5 協定書の変更

(1) 今後の手続き

変更協定の締結について、12月議会で提案

関係市町の議会の議決が得られれば、1月に変更協定を締結

(2) 変更の内容

ア 追加

- ・福祉分野の追加（新規連携事業に対応するため）
- ・上下水道業務の追加（新規連携事業に対応するため）

イ 削除

- ・消防・救急業務連携の削除（北播磨広域定住自立圏へ移行するため）

ウ 修正

- ・施設名、法律名及び法人名
- ・幹線道路の整備（JR鍛冶屋線跡地道路整備促進事業に対応するため）
- ・地域内外の住民との交流（移住定住促進事業に対応するため）

第2次共生ビジョン（案）のパブリック・コメントの実施について

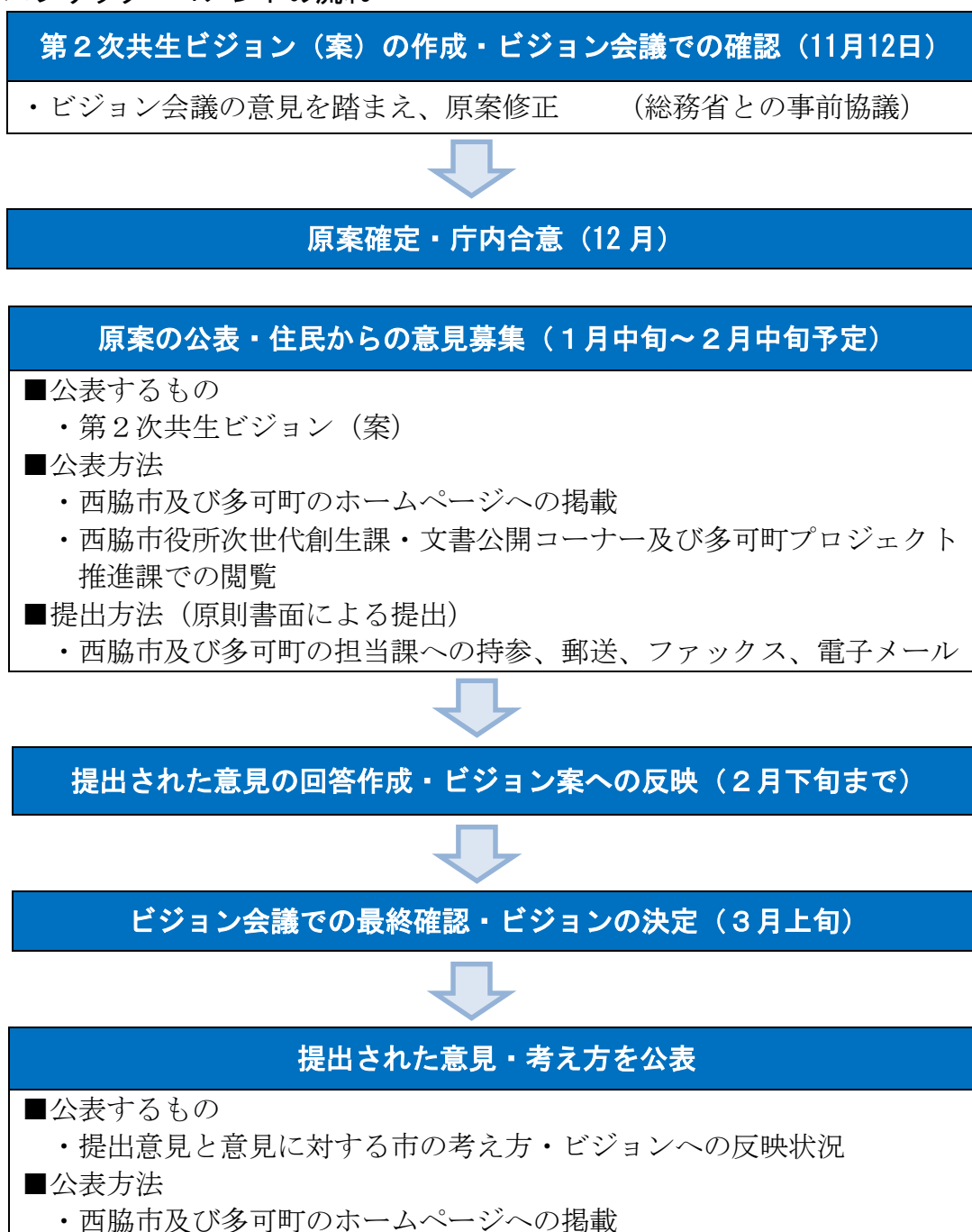
「第2次北はりま定住自立圏共生ビジョン（案）」に係るパブリック・コメントを次のとおり実施します。

1 パブリック・コメントとは

自治体の基本的な政策や制度を定める条例や計画を決める際に、自治体が作成した原案を広く住民に公表し、意見を募集し、提出された意見を参考にして最終的な意思決定を行うことをいいます。

提出された意見については、自治体の考え方を示し、計画等への反映状況とともに、後日公表します。

2 パブリック・コメントの流れ



3 パブリック・コメントの実施内容

実施内容を広報「にしわき」及び広報「たか」1月号と両市町ホームページに掲載します。

また、その他のパブリック・コメントの実施に当たっての留意事項は、次のとおりです。

- ・意見提出者は、圏域住民とし、在住者のほか、両市町への通勤・通学者等を対象とします。
- ・電話、来庁による口頭での意見は、原則受付しません。
- ・意見提出の文面の様式については、任意とします。
- ・郵送については、募集最終日の当日消印有効です。
- ・提出意見に対する個別の回答はしません。市の考え方を整理した結果を、氏名・住所など個人情報を除き、意見とともに後日両市町のホームページで公表します。

※上記の事項を含め、パブリック・コメントの実施手順等は、「西脇市市民意見提出手続に関する規則」の規定に従うものとします。